

静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第3号

静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年静岡県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設の設置、管理及び使用料</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> <u>お茶の加工技術の向上とその成果の普及</u>を図り、もって本県の茶業の振興に寄与することを目的として、<u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター発酵茶等製造研究施設</u>（以下「施設」という。）を菊川市に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p><b>第3条</b> 施設に<u>発酵茶製造設備、半発酵茶製造設備及び釜炒茶製造設備</u>（以下「設備」という。）を置く。</p> <p>(使用の承認)</p> <p><b>第4条</b> <u>設備</u>を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認には、<u>設備</u>の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(<u>設備</u>の使用に係る使用料の納付)</p>	<p><u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> <u>産学官連携によるお茶の新商品の開発の促進及び需要の増進</u>を図り、もって本県の茶業の振興に寄与することを目的として、<u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設</u>（以下「施設」という。）を菊川市に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p><b>第3条</b> 施設に<u>別表に掲げる設備及び機械器具</u>（以下「設備等」という。）を置く。</p> <p>(使用の承認)</p> <p><b>第4条</b> <u>設備等</u>を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認には、<u>設備等</u>の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(<u>設備等</u>の使用に係る使用料の納付)</p>

第8条 設備の使用者は、別表に掲げる額の使用料を、その使用の終了後直ちに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、施設の責めに帰すべき事由により設備の使用の目的を達することができなかつた場合は、この限りでない。

別表 (略)

区分		単位	使用料
発酵茶製造設備	基礎コース	1回につき	5,750円
	標準コース	1回につき	6,750円
	応用コースA	1回につき	13,520円
	応用コースB	1回につき	20,040円
半発酵茶製造設備	基礎コース	1回につき	3,750円
	標準コース	1回につき	5,250円
	応用コース	1回につき	11,550円
釜炒茶製造設備	基礎コース	1回につき	5,380円
	標準コース	1回につき	6,440円
	応用コース	1回につき	7,070円

備考

1 設備に置かれるコースは、次に掲げるとおりとする。

(1) 基礎コースとは、発酵茶等（発酵茶、半発酵茶又は釜炒茶をいう。以下同じ。）の基礎的な製造の技術の修得を

第8条 設備等の使用者は、別表に掲げる額の使用料を、その使用の終了後直ちに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、施設の責めに帰すべき事由により設備等の使用の目的を達することができなかつた場合は、この限りでない。

別表 (略)

区分	単位	使用料
発酵茶製造設備	1回につき	12,990円
半発酵茶製造設備	1回につき	18,960円
温風萎凋機 <sup>ちよう</sup>	1時間につき	2,840円
茶葉磨砕機	1時間につき	1,610円
送風式本乾燥機	1時間につき	1,990円
色彩選別機	1時間につき	5,060円
火入機	1時間につき	5,670円
大型窒素充填機	1時間につき	2,970円
高温高圧多機能抽出装置	1時間につき	12,510円
ろ過装置	1時間につき	990円
濃縮装置	1時間につき	1,140円
噴霧乾燥装置	1時間につき	7,260円
破碎型造粒機	1時間につき	2,950円

目的とした設備の使用をいう。

(2) 標準コースとは、発酵茶等を商品として販売することを目指した製造の技術の修得を目的とした設備の使用をいう。

(3) 応用コースAとは、特色ある味や香りを創出する発酵茶の製造の技術の修得を目的とした設備の使用をいう。

(4) 応用コースBとは、伝統的製造技術を踏まえた高品質な発酵茶の製造の技術の修得を目的とした設備の使用をいう。

(5) 応用コースとは、付加価値の高い半発酵茶又は釜炒茶の製造の技術の修得を目的とした設備の使用をいう。

2 県内に住所又は事業所を有する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

搾油機	<u>1時間につき</u>	<u>1,570円</u>
剥皮器	<u>1時間につき</u>	<u>740円</u>
減圧乾燥機	<u>1時間につき</u>	<u>860円</u>
混合器	<u>1時間につき</u>	<u>2,040円</u>

備考 県内に住所又は事業所を有する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。